

会 議 記 録			
会議の名称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日時	令和4年3月9日（水曜日）	開 議 午後 1時30分 閉 議 午後 3時10分	
出席委員	◎浅田 ○松山 三上 山本 木村 齊藤 石野		
執行機関出席者	山内市長公室長、竹村人事課長、内藤人事課副課長、的場人事課給与係長 浦政策企画部長、高木企画調整課長、松野情報政策課長、佐藤情報政策課情報係長 石田総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、菊井自治防災課主幹、 岩本総務課総務係長、高木自治防災課消防係長 片山教育部長、久保教育部次長、亀井教育総務課長、 谷口みらい教育リサーチセンター所長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 0名	議員 0名（ ）

会 議 の 概 要

13:30

1 開議

2 事務局日程説明

13:30

3 議案審査

（政策企画部 入室）

13:31～

【政策企画部】

（1）第49号議案 辺地総合整備計画の策定について

政策企画部長 あいさつ
企画調整課長 説明

《質疑》

<松山副委員長>

ここに書かれている以外に、今後辺地となると想定される場所は何か所くらいあるのか。

<企画調整課長>

現在、東別院町小泉、湯谷、鎌倉、柏原の4地区が辺地に該当している。先ほど説明した路線のほかに、市道湯谷府道線は、先に議決いただいた辺地計画が現在存続中である。

<松山副委員長>

今回策定する辺地計画には、東別院町の4地区と今言われた部分のすべて含まれており、事業費はこれくらいで、今回実施するところは辺地対策事業債を使い、年度ごとに分けて対策していくという認識でよいか。

<企画調整課長>

4地区が辺地地区に該当しているが、事業計画が存在しているのは、先に議決いただいた市道湯谷府道線と今回の2路線である。

<木村委員>

令和7年度の整備区間というのは、今後整備されるのか。

<企画調整課長>

現在、整備計画はないが、今後、必要に応じて検討の対象になる路線である。

(質疑終了)

13:40

(2) 第42号議案 亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

情報政策課長 説明

13:45

《質疑》

<木村委員>

キャッシュレス決済を可能とするということであるが、具体的にはどういうことか。

<情報政策課長>

クレジットカード決済等である。

<木村委員>

クレジットカードだけか。

<情報政策課長>

当面はそちらを想定している。

<松山副委員長>

すでにペイペイが導入されているのではないのか。

<情報政策課長>

ペイペイで支払うことができるのは、窓口の手数料などである。こちらは、オンライン申請でのキャッシュレス決済である。

<松山副委員長>

今後、ペイペイでの支払いも想定しているのか。クレジットカードが限界なのか。

<情報政策課長>

現在の想定はクレジットカードであるが、将来的にニーズ等も踏まえて検討していきたい。

(質疑終了)

13:47

(政策企画部 退室)

(教育部 入室)

13:49~

【教育部】

(1) 第50号議案 財産の取得について

教育部長

あいぎつ

みらい教育リサーチセンター所長

説明

《質疑》

＜三上委員＞

地方自治法第167条の2第1項第2号とは。

＜みらい教育リサーチセンター所長＞

今回は、購入のみを行うものではなく、学校のネットワーク環境の中で使用するID、パスワード等の機密的な情報、端末管理システム、学校のアクセスポイントといった関係機器との設定も委託する。選定業者は、これらの作業を前回行っており、関係する機器に習熟していることから、随意契約を行うものである。

(質疑終了)

(教育部 退室)

(市長公室 入室)

13:59

【市長公室】

(1) 第41号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長公室長 あいさつ

＜人事課長＞

国の勤務条件に準じて、本市職員の育児休業等に関する条例を改正する。具体的な内容の一つ目は、非常勤職員について、育児休業及び部分休業取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止し、取得要件を緩和するものである。二つ目は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備する措置を講じるものである。具体的には、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、取得意向の確認、育児休業に対する研修実施、取得状況の公表を行うといった内容である。施行日は、令和4年4月1日である。

《質疑》

＜木村委員＞

第23条第2項に、「任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。」と書いてあるが、これまでにこのようなことがあったからこの規定を加えるのか。

＜人事課長＞

これまでにこのようなことはない。

＜松山副委員＞

言いやすい環境づくりは、どのようにつくろうとしているのか。

＜人事課長＞

女性職員が男性の上司に言いにくい場合、同僚や人事課に相談する事例がある。上司に言いにくい場合は、直接人事課に相談するよう周知している。

＜木村委員＞

個人的に言うのは難しいので、今後、ホットラインをつくるとか、妊娠した場合に報告するシステムづくりが大事だと思う。

<松山副委員長>

配偶者が妊娠したことを、男性職員が申し出しにくいこともある。男性の育児休業取得率が伸び悩んでいると聞いているが、亀岡市の実態はどうか。

<人事課長>

最近、男性の育児休業が増えてきている。平成30年度はゼロであったが、令和3年度は、1年取得している職員は2人、1カ月や3カ月など短期間取得している職員は数人いる。

(質疑終了)

14:05

- (2) 第66号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第67号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

14:10

《質疑》

なし

(市長公室 退室)

(総務部 入室)

14:14~

【総務部】

- (1) 第43号議案 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

総務部長 あいさつ
総務課長 説明

14:17

《質疑》

なし

- (2) 第44号議案 亀岡市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

<自治防災課主幹>

今回、消防団員等の処遇を改善し団員を確保するため、亀岡市消防団条例の一部を改正する。改正内容は、報酬の支給額を増額するもので、亀岡市消防団条例第16条第1項の別表(2)の出動報酬について改正する。火災等の出動報酬については、1日当たり出動時間に応じ最大8,000円、訓練出動については、出動時間に応じ最大4,000円の報酬を支給するものである。令和4年4月1日から施行する。

14:20

《質疑》

なし

(2) 第45号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課主幹 説明

14:22

《質疑》

なし

14:26

(総務部 退室)

4 討論～採決

《委員間討議》

<木村委員>

第41号議案について、変更点を深掘りすべきではないか。

<三上委員>

これに問題があるということではなく、賛否の態度を示すのにまだ疑義があるということで、分からないまま賛成反対はできないということを木村委員は言われていると思うので、取り上げればよいと思う。

<浅田委員長>

第41号議案について、委員間討議を行う。意見をお願いする。

<三上委員>

今回、新たな条文が加わっているが、問題があったから変更したということではなく、育児休業がより取りやすい、周囲から変な目で見られることもなければパワハラを受けることもない環境を整えなければならないという条文を、今の時代の流れの中で入れたという説明だったと受け止めている。新旧対照表を見て、そのような条文が入ったということを理解したので、条例についてはよいと思っているが、説明はもう少し丁寧にしてもらったほうがよかったと思う。

<齊藤委員>

イクボスという制度があるので、上司がしっかり見ている、育児休業を与えるようにすべきである。取得者数がかなり少ないので、イクボス制度がしっかり機能しているかどうかということも含めて、イクボス制度を生かして行ってほしいと思う。

<山本委員>

新旧対照表の勤務環境の整備に関する措置のところを見て、そのように改善されるということを理解した。男性職員も育児休業を取りやすい環境をつくっていくということと、相談体制も整備することになっているので、実際にそうなるか確認していかなければならないと感じた。条例については、こういうことが改善されるということでも理解した。

<松山副委員長>

この条例を提案するときに、育児休業の実態把握を、資料提供も含めてすべきだと思う。育児休業を取得している職員がオンラインで仕事ができる環境づくりも含めて、総務文教常任委員会としてアクションを起こしていくことが大切だと思う。委員長からお願いしたい。

<山本委員>

今後、どのように努力したか、改善したかを知らせてほしい。

<木村委員>

今回、第23条、第24条ができたので、妊娠届出のシステム、オンライン相談体制などの整備が順次行われると思う。せっかく条例ができたので、環境をよくするために進めてほしい。

<齊藤委員>

イクボスも含めて、条例がしっかり稼働するように市役所を挙げてやってほしい。
(委員間討議終了)

14:40

《討論》

なし

《採決》

<浅田委員長>

賛成者は挙手願う。

第41号議案（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）	挙手全員	可決
第42号議案（情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定）	挙手全員	可決
第43号議案（個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正）	挙手全員	可決
第44号議案（消防団条例の一部改正）	挙手全員	可決
第45号議案（消防団員等公務災害補償条例の一部改正）	挙手全員	可決
第49号議案（辺地総合整備計画の策定）	挙手全員	可決
第50号議案（財産の取得）	挙手全員	可決
第66号議案（特別職の職員で常勤のものとの給与条例の一部改正）	挙手全員	可決
第67号議案（一般職員の給与条例の一部改正）	挙手全員	可決

14:44

《指摘要望事項》

<木村委員>

第41号議案について、今回、第23条、第24条が加わったので、相談体制や勤務環境などの整備を進めるよう要望したい。それと、第45号議案について、公務災害補償の内容を明確にしてほしい。

<三上委員>

第41号議案について、条例に加わった新たな項目をより具体的に推進するために、制度の周知と、研修、相談体制、環境整備の具体化を早急に図られたい。

<木村委員>

どのようなことを決めたか、総務文教常任委員会に報告してほしい。

<三上委員>

先ほど言った言葉の最後に、議会に報告を求めると加えればよいと思う。

<松山副委員長>

研修、相談、育児休業が取得しやすい環境、事前の実態把握、総務文教常任委員会への報告、育児休業中に仕事ができる環境づくりも検討すべきということを指摘要

望してはどうか。

<事務局次長>

指摘要望事項は、この条例に対する指摘である。今言われたことは、規則などで決められることであり、条例の指摘要望事項にはならない。

<三上委員>

第24条に「職員に対する育児休業に係る研修の実施」と書いてあるので、早急に実施するようにと指摘要望するのはよいのではないか。制度の周知、条例に書かれた相談や研修を早急に具体化し、議会に報告されたいという形であれば出せるのではないか。

<木村委員>

職員に対する研修計画を早急に示してほしいと指摘要望してもよいのか。

<齊藤委員>

育児休業を取得しやすくすることが大事である。育児休業が取得できるように、条例どおり着実に実施するようにと指摘要望すればよいと思う。

<三上委員>

指摘要望は、今回の条例案のここを取り出して、こういう要望するということが分かればよいので、制度の周知とともに、条例に定める研修や相談などの実施や計画の具体化を早急に図るとともに、結果は議会にも報告されたいとしてはどうか。

<浅田委員長>

第41号議案については、今、三上委員が言われたように指摘要望してよいか。

— 全員了 —

<浅田委員長>

第45号議案についてはどうか。

<三上委員>

公務災害は、地方公務員災害補償法という国の法律で定められている。民間の労災と同じ扱いで、亀岡市に手厚くするよう求めてもできないので、難しい部分はあると思う。

<木村委員>

労災の場合、遺族は、これだけでは足りないと言求することができる。公務災害は国の法律で請求できないということであれば、消防団員がけがをしたときのために見舞金制度をつくるべきだと思う。次の段階のことになるので、公務災害のことは勉強しておく。

<浅田委員長>

第45号議案については、指摘要望なしでよいか。

— 全員了 —

<浅田委員長>

委員長報告の文言は、正副委員長に一任願う。3月23日（水）に確認いただくのでよろしく願います。

5 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

(下記の2項目に決定)

- ・第41号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・第44号議案 消防団条例の一部改正について

(2) 月例開催について

<浅田委員長>

令和4年度も、「防災・教育のSDGsによる深掘り」をテーマに進めていくことでよいか。

<齊藤委員>

教育現場でICTが使われているかどうか、GIGAスクール構想ができているかどうか、一度、学校へ見に行きたいと思っている。そちらに切り替えてはどうか。

<三上委員>

教育と防災の深掘りということなので、齊藤委員の言われたことも入っている。昨年は防災倉庫を見て回ったので、今年は教育に重きを置くことはよいと思う。テーマとしては、変えなくてよいのではないか。

<浅田委員長>

「防災・教育のSDGsによる深掘り」の中にICTも入っているので、テーマはこのままでよいか。

— 全員了 —

<浅田委員長>

「防災・教育のSDGsによる深掘り」をテーマとして進めていくのでよろしく願います。

— 4月の月例開催日程を下記のとおり決定 —

日時：令和4年4月27日（水） 午前10時から
案件：今後の取組について

(3) 次回の日程について

<浅田委員長>

今回は、3月23日（水）、予算特別委員会全体会終了後、委員長報告の確認を行う。

散会 ～15:10